

# 仙台市介護保険事業計画のあり方について

－ 答 申 案 －

平成 2 7 年 2 月

仙台市介護保険審議会



## はじめに

我が国においては、高齢者人口や要介護高齢者数が増加の一途をたどり、さらにはひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加するなど、少子高齢化の急速な進展が大きな社会問題となっています。

増大する介護サービスのニーズに対応しつつ、社会保障制度の持続可能性を高めていくことが急務となっており、昨年6月の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の成立により、本年4月から順次、費用負担の見直しをはじめとした介護保険制度改正が行われることになっております。

このような状況において、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められております。

本市においても、昨年10月時点での高齢化率が21%に達するなど高齢化が進展しており、以上のような高齢者を取り巻く課題に的確に対応していかなければならない状況となっています。

仙台市介護保険審議会では、仙台市からの諮問を受け、仙台市における介護保険の事業運営が、真に高齢者の自立支援に資するものとなるよう、第6期仙台市介護保険事業計画のあり方について、各委員が幅広い視点から多くの議論を重ね、今回、答申として取りまとめました。

仙台市におかれては、この答申の趣旨を踏まえ、2025年までの中長期的な視野に立ち、仙台市における地域包括ケアシステムの構築を見据えた第6期仙台市介護保険事業計画を策定するとともに、第6期計画期間をその道筋を作る重要な時期と捉え、関係部局や関係団体等との緊密な連携を図りながら取り組みを進め、引き続き介護保険事業の円滑かつ安定的な運営を行っていただくよう希望いたします。

平成27年2月5日

仙台市介護保険審議会

会 長 辻 一 郎



# 目 次

1	計画策定にあたって	1
2	基本目標・施策の柱について	1
3	高齢者保健福祉施策の推進について	2
	(1) 新しい総合事業への移行について	2
	(2) 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進について	2
	(3) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備について	2
	(4) 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備について	3
	(5) 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築について	3
	(6) 将来にわたる介護人材の確保について	3
	附属資料	5



## 1 計画の策定にあたって

我が国は、これまで世界のどの国も経験したことがないような高齢社会の到来を迎えようとしている。本市においては、高齢化率は全国平均より低いものの、65歳以上の高齢者、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴い要介護等認定者が増加しており、この傾向が当面続く状況となっている。

このような中、国においては、介護保険制度の持続可能性を高め、地域包括ケアシステムを構築していくために、所得に応じた利用者負担の見直しや新しい総合事業への移行をはじめとした、制度創設以来最大規模の介護保険制度改革を本年4月から順次行っていくこととしている。

仙台市ではこれまで、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきたが、第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）においては、今年度中に策定する第6期計画に基づき、今般の制度改革の影響を把握しつつ、2025年を見据えた地域包括ケアシステム構築のために必要な施策について関係者とともに十分検討し、市民への説明責任を果たしながら、実施に移していく必要がある。

## 2 基本目標・施策の柱について

この計画では、高齢者保健福祉施策の推進のため、以下のとおり基本目標を掲げるとともに、8つの施策の柱を設定し、基本目標の実現に取り組むべきであるとする。

### （基本目標）

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

### （8つの施策の柱）

- 1 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進
- 2 介護予防に積極的に取り組める環境の整備
- 3 地域における支え合いの体制づくり
- 4 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備
- 5 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築
- 6 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備
- 7 将来にわたる介護人材の確保
- 8 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

### 3 高齢者保健福祉施策の推進について

#### (1) 新しい総合事業への移行について

- ・今般の制度改正においては、予防給付における訪問介護・通所介護が市町村が主体的に取り組む新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行され、NPOやボランティアなどの地域の担い手の参画も想定した内容とすることが国から示されている。また、移行時期は市町村の実情に応じて、平成29年4月までの猶予期間が設けられている。
- ・一方、要支援認定を受けている方からは、本年4月以降もこれまでと同じようにサービスを利用できるのか不安だという声が寄せられている状況である。
- ・そこで、仙台市における移行については、移行後も引き続き安心してサービスを利用できる体制づくりのために、必要な期間を十分確保した上で、順次進めていく必要があると考える。
- ・体制づくりにあたっては、事業者やNPOなどの現状や意向の把握を行い、必要に応じて本審議会の場合を活用するなど関係者の意見も踏まえた上で、市民や関係事業者等に必要な情報提供を行いながら、本市の実情に即した事業内容を決定していく過程を経ることが重要である。

#### (2) 高齢者の社会参加・生きがいの促進について

- ・少子高齢化が進展する中、高齢者の社会的役割が拡大していることについての市民への周知・啓発が必要である。
- ・様々な学習機会を通じ介護方法や認知症などについて学ばれた意欲ある方々から、現場とつながる機会の提供を求める声が聞かれることから、例えば、認知症の方や支援が必要な方との交流の場を設定するなど、活躍の機会を確保していく必要がある。

#### (3) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備について

- ・社会参加は最大の介護予防であるとも言えることから、このことを市民に啓発していくための取り組みを行っていく必要がある。
- ・介護予防に積極的に取り組める環境を整備していくためには、医師や理学療法士をはじめとした医療関係者と、地域包括支援センター職員をはじめとした介護関係者との連携が非常に重要であることから、その促進に向けた取り組みを行っていく必要がある。
- ・介護予防については、事業の魅力と効果の向上を図ることで、対象者の積極的な参加を促進していく必要がある。



#### **(4) 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備について**

- ・認知症については、初期段階での対応が非常に重要であり、最初にその兆候を捉え得る家族や地域の方による適切な対応が必要となってくる。しかし、認知症についての家族や地域住民への周知・啓発が現状では不十分であることから、関係者が連携した周知・啓発のための取り組みが必要である。
- ・現状では、認知症に対応できる医師がどこにいるのか、本人や家族にはわかりにくい状況であることから、認知症に対応できる医療機関の情報を提供するための手法を検討していく必要がある。
- ・認知症初期集中支援チームについては、ニーズが非常に高まっていることから、対応できる医師や関係機関を増やすなど、充実を図っていく必要がある。

#### **(5) 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築について**

- ・地域包括支援センターについては、介護予防ケアマネジメントをはじめとした従来の役割に加え、地域包括ケアシステムの中核として、多職種連携や認知症初期集中支援、生活支援体制整備等の新たな役割が期待されており、人員増を含めた機能強化を順次図っていく必要がある。
- ・現状では、地域包括支援センターだけでは判断できない難しい事例も散見されることから、各地域包括支援センターと区保健福祉センターとの連携を一層推進していく必要がある。
- ・地域ケア会議を普及させていくためには、はじめに地域ケア会議の意義や役割について各専門職に周知を図った上で、各専門職が各自の関わり方を考えていくような流れを作る必要がある。
- ・多職種連携については、先進都市の関係者を招いた講習会の実施などを通じて、全国の好事例を活用していくことも必要である。

#### **(6) 将来にわたる介護人材の確保について**

- ・介護職の魅力を紹介するなどイメージアップを図るための広報を、仙台市や関係団体が連携して行っていく必要がある。
- ・地域には民生委員児童委員や町内会、老人クラブ、地区社協などに多くの経験豊富な人材が存在しており、地域包括ケアシステムの実効性を高めていくためには、これらの方々の参画が不可欠であり、働き掛けを強化していく必要がある。
- ・介護人材確保のための取り組みについては、宮城県における関係団体と連携した取り組みを中心としつつも、状況に応じて本市独自の取り組みを行っていくことも必要である。



附 属 资 料

## 仙台市介護保険審議会委員名簿

会 長	辻	一 郎	東北大学大学院医学系研究科教授
副会長	小笠原	サキ子	東北福祉大学教授
委 員	安孫子	雅 浩	仙台市議会議員
〃	阿 部	淳 子	被保険者代表
〃	阿 部	一 彦	(社福) 仙台市障害者福祉協会会長
〃	石 原	祥 行	仙台介護サービスネットワーク会長 (平成24年10月まで)
〃	板 橋	純 子	(一社) 宮城県社会福祉士会研修委員
〃	内 田	裕 子	(公社) 宮城県看護協会会員
〃	大 内	修 道	仙台市民生委員児童委員協議会副会長
〃	太 田	雅 夫	被保険者代表
〃	関 東	澄 子	(公社) 認知症の人と家族の会宮城県支部代表
〃	菊 地	りつ子	被保険者代表
〃	日 下	俊 一	仙台弁護士会
〃	草 刈	拓	宮城県ケアマネジャー協会仙台支部支部長
〃	小 坂	浩 之	(一社) 仙台市薬剤師会理事
〃	駒 形	守 俊	(一社) 仙台歯科医師会常務理事
〃	迫 中	都	被保険者代表 (平成25年8月まで)
〃	鈴 木	きよ子	被保険者代表 (平成25年12月から)
〃	鈴 木	峻	仙台市老人福祉施設協議会理事
〃	田 口	美 之	仙台介護サービスネットワーク事務局長 (平成26年7月から)
〃	土 井	勝 幸	宮城県老人保健施設連絡協議会理事
〃	徳 田	広 子	仙台介護サービスネットワーク副会長 (平成24年11月から平成26年7月まで)
〃	長 野	正 裕	(一社) 仙台市医師会理事

(敬称略, 委員は五十音順)

## 仙台市介護保険審議会審議経過

開催日		主な議題
第1回	平成24年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・仙台市介護保険審議会の概要等について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営委員会委員の指定</li> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について</li> <li>・介護保険サービス事業に関する基準の条例制定について</li> </ul>
第2回	平成24年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス事業に関する基準の条例制定について</li> <li>・仙台市における地域支援事業について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会について</li> </ul>
第3回	平成24年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス事業に関する基準の条例制定について</li> <li>・第4期事業計画期間における介護保険の実施状況について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会について</li> </ul>
第4回	平成25年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成24年度主要事業取り組み状況及び平成25年度の新規・拡充事業等について</li> <li>・介護保険サービス事業に関する基準の条例制定について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会（第3回及び第4回会議）について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第4回会議）について</li> </ul>
第5回	平成25年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障制度改革国民会議の報告書について</li> <li>・第6期仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査の実施について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会（第5回会議）について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第5回会議）について</li> </ul>
第6回	平成26年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査報告（調査項目ごとの集計結果）について</li> <li>・社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会（第6回及び第7回会議）について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第6回及び第7回会議）について</li> </ul>
第7回	平成26年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査結果報告について</li> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</li> </ul>

開催日		主な議題
第8回	平成26年6月4日※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</li> <li>・高齢者保健福祉計画策定・介護保険事業計画策定のための実態調査報告について</li> <li>・本市の高齢化の状況等について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要事業取り組みについて</li> <li>・本市における今後の高齢者保健福祉施策の方向性について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会（第8回会議）について</li> </ul>
第9回	平成26年7月23日※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の構成（案）について</li> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標と施策の体系（案）について</li> <li>・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会（第9回会議）について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第8回会議）について</li> </ul>
第10回	平成26年9月3日※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について</li> </ul>
第11回	平成26年10月15日※	<b>【合同委員会開催分】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会（第10回会議）について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第9回会議）について</li> </ul>
		<b>【介護保険審議会単独開催分】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業に関する基準の条例制定について</li> </ul>
第12回	平成26年10月29日※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について</li> <li>・特別養護老人ホーム等の入所必要者数の試算について</li> <li>・介護給付対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について</li> </ul>
第13回	平成26年11月12日※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第10回会議）について</li> </ul>
第14回	平成26年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業に関する基準の条例制定について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第11回会議）について</li> </ul>
第15回	平成27年2月4日※	<b>【合同委員会開催分】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案に係るパブリックコメント等の実施状況について</li> <li>・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会（第11回会議）について</li> <li>・地域包括支援センター運営委員会（第12回会議）について</li> </ul>
		<b>【介護保険審議会単独開催分】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市介護保険事業計画のあり方（答申案）について</li> </ul>

※は仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会との合同開催

# 仙台市介護保険条例（抜粋）

平成一二年三月一七日  
仙台市条例第四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第一条の二）
- 第二章 介護認定審査会（第二条）
- 第三章 事業者及び施設（第二条の二―第二条の十四）
- 第四章 保険料（第三条―第十一条）
- 第五章 介護保険審議会（第十二条）
- 第六章 雑則（第十三条―第十八条）
- 附則

## 第五章 介護保険審議会

第十二条 介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議するため、仙台市介護保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - 一 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項
  - 二 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - 一 被保険者
  - 二 学識経験者
  - 三 保健医療又は福祉の関係者
  - 四 介護保険事業に関連する事業者
  - 五 その他市長が適当と認める者
- 6 前項の委員のうち、被保険者のうちから委嘱する委員については、公募するものとする。
- 7 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 特別の事項について調査審議するため、市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 10 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。